

2013/04/28

旅費に関する規約について

長野県フットサル連盟

連盟役員が連盟事業遂行のために使用する人件費(旅費)について、以下のとおりとする。

記

1. 大会などの参加について

連盟が主催または主管とする大会へ役員派遣された場合の旅費について、移動手段が自家用車の場合は移動量に対して¥20 を支払うものとする。ただし、上限を¥5,000-とする。

また、必要に応じて高速道路を使用した場合、最低2区間を使用し、その高速道路代金はETC利用料金に換算した実費を支払うものとする。

この人件費は大会運営費に計上し執行される。

2. 委員会または部会の活動について

各種委員会または専門部会に出席するために役員派遣された場合の旅費について、移動手段が自家用車の場合は移動量に対して¥20 を支払うものとする。ただし、上限を¥5,000-とする。

また、必要に応じて高速道路を使用した場合、最低2区間を使用し、その高速道路代金はETC利用料金に換算した実費を支払うものとする。

この人件費は各種委員会または専門部会の運営費に計上し執行される。

3. その他

上記費用の算出または確定は、事前に常任理事会にて決定すること。また移動量の計算結果で算出された100円未満は切り上げて支払うものとする。

また、上記取りきめは長野県内のみとし、他県への移動費については別途常任理事会にて決定する。

以上